

昭和五十六年六月二十六日受領  
答 弁 第 四 二 一 号

(質問の 四二)

内閣衆質九四第四二号

昭和五十六年六月二十六日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員草川昭三君提出インドネシア尿素肥料プロジェクトに対する我が国の経済協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出インドネシア尿素肥料プロジェクトに対する我が国の経済協力に関する質問に対する答弁書

一 について

インドネシア尿素肥料プロジェクトについて、国際協力事業団が昭和五十三年に実施したフイージビリティ調査では、昭和五十七年初頭操業開始を前提に総所要資金を三億一千三百万ドルと見積つている。

その見積りに当たつては、国際協力事業団が派遣した調査団が保有している資料によつた。また、一般に見積りを行う場合、国際的評価にも耐え得る精度の高いものとするため、調査団が保有している資料以外の資料をも参考とすることが、開発計画調査の分野で国際的にも慣行となつているところ、本件見積りについても、資料の補填が必要と判断された部分については、

右の方法をとつた。

二について

国際協力事業団が実施したフィージビリティ調査は、工期を三十六か月と見積つている。

また、交換公文の締結時点において、本件プロジェクトの操業開始時期は昭和五十九年初頭前後と考えられていた。

三について

総所要資金は、我が国からの借入金のほか、ASEAN各国からの出資金で賄われる計画となつていたためである。

四について

御指摘の入札に係る事項については関与しないので、直接承知し得る立場にな  
い。

五について

追加資金については、実施スケジュール及び一部仕様の変更並びに建設期間中の金利の上昇により、総所要資金が増加したことにより必要となったものである。

六について

昭和五十三年に国際協力事業団が実施した本件プロジェクトのファイジビリティ調査では、当該仕様変更は想定されていなかったが、その後、インドネシア側で仕様変更の必要が生じ、これを含めて入札が行われたものと承知している。

七について

政府としては、本件プロジェクトに対する資金協力の決定に当たっては、慎重かつ十分な検討を経てこれを行つたものであり、右決定の経過において疑問はなかったものと考える。他方、当該プロジェクトに関する関係資料の提出については、外交的配慮等から不適當なものも

あるが、可能なものについてはできる限り提出し、理解を得るよう努めてまいりたい。  
右答弁する。